

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年6月15日開催 日本損害保険協会]

## 1. ビジネスモデル対話（火災保険の収益改善等）

- 火災保険は、損害保険会社の正味収入保険料の20%弱を占めるにもかかわらず、過去10年間にわたり保険引受利益が恒常的にマイナスになっていることから、2022事務年度は火災保険の収益改善に焦点を当ててビジネスモデル対話を実施した。

(参考) 火災保険の収益悪化要因について対話を行ったところ、過去の長期契約の影響、自然災害の増加、再保険市場のハード化、特定修理業者による影響、水濡れ損害や破汚損の増加、企業火災保険における大規模事故の増加といった共通要因が挙げられた。

- 火災保険を持続可能なビジネスとする観点では「更なる保険料改定が必要」というのが損害保険各社の共通認識であるが、これまでの取組みを見ると、参考純率改定に依存した収益改善に止まっている社と、それに併せて独自の収益改善策を実施している社の二極化が見られる。

(参考) 損害保険各社は、2021年5月届出の参考純率改定を踏まえ、2022年10月（一部の社は2023年1月）に商品改定を実施しているが、これに併せて特定修理業者対策として約款を改定したり、破汚損等での少額損害対策として最低免責金額を導入または引き上げたりと、独自改定を実施している社も見られた。

- 近年は保険料が上昇傾向にあるため、免責金額の導入や引上げなど、補償縮小の流れも見られるが、このような場合には、過去の不払問題の反省を活かし、契約者・代理店にとっての分かりやすさを維持する工夫や社員の事務ミスを防ぐシステムサポートも同時に検討・実施するよう留意いただきたい。
- また、過去の長期契約の影響により、各社の収益改善の取組みにもかかわらず、火災保険全体の保険引受利益は低迷が続く可能性もあるが、今後の商品改定による保険料の見直しにあたっては、例えば、新規契約に適正利益を超えた割高な保険料を適用することで、長期契約での赤字を穴埋めするなどといった、保険商品としての合理性・妥当性を欠くものとならないよう、留

意いただきたい。

## 2. 精神的な二次被害に関する勉強会について

- 日本損害保険協会におかれては、交通事故被害者への配慮に欠けた対応等により生じる「精神的な二次被害」を防止する観点から、2022年12月に「損害保険業界における交通事故被害者対応のハンドブック」を取りまとめるなど、様々な取組みを行っているものと承知している。
- 6月16日には、関東交通犯罪遺族の会（あいの会）と金融庁において、弁護士、司法修習生、損害保険会社社員向けに、オンラインで勉強会を開催予定である。日本損害保険協会からも「ハンドブック」の内容を紹介しつつ、あるべき対応について講演いただくほか、勉強会の周知にも協力いただき、既に多くの参加申込みがあったところ、この場を借りて感謝申し上げる。
- 当該勉強会は、「精神的な二次被害」の実態と、被害者やそのご家族の心情面に寄り添った対応の必要性を認識してもらうとともに、具体的な事例を基に実際の場面でどのような対応が必要になるのかについて、参加者自らが考える機会とすることを目的としている。
- 勉強会を通じて、参加いただく損害保険会社の代理人弁護士や損害保険会社社員等の理解が進み、更なる被害の抑止につながることを期待している。
- また、各損害保険会社においては、こうした交通事故に係る対応のみならず、保険事故一般において、保険契約者その他の関係者に対する十分に丁寧な対応に留意しつつ、迅速に査定プロセスを進め、適時・適切な保険金等の支払いが行われるよう、改めてお願い申し上げます。
- 金融庁としては、「精神的二次被害」の防止に向けた取組みをはじめ、各社における適切な保険金等支払管理態勢の構築を引き続き促していく。

## 3. 損害保険代理店への対応について

- 2022事務年度は、障がい者対応、サイバーセキュリティ及び代理店と損害

保険会社との諸課題等をヒアリング項目として、84 代理店を対象にヒアリングを実施した。

- 特に、損害保険会社と代理店を巡る諸課題に関し、代理店統廃合の推進については個別事情を十分に汲むべきとの意見が多くみられた。また、統廃合の影響については統合による募集品質の向上により顧客満足度が高まったとの声があった一方で、取扱商品の幅や契約管理態勢等が代理店の規模や特性によって様々であることから、統合後も業務品質の水準を一定に保つことに苦労したといった声もあった。
- 代理店手数料ポイントについては、保険会社から説明や協議を行った上で適用ポイントを決定するなど代理店の意見もしっかりと聴きながら対応されているものと承知。しかしながら、代理店手数料体系の見直しの際などに説明がなく、資料による案内のみを受けたとする代理店も一部見受けられた。
- 一部の代理店からこうした声が継続的に挙がっていることを踏まえ、損害保険会社においては、一方的な対応とならないよう、代理店の意見をしっかりと聴取する等、引き続き、丁寧な対応に努めていただきたい。

#### 4. 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置について

- 6月2日からの大雨等による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今般の大雨等に対し、茨城県、埼玉県、静岡県及び和歌山県に災害救助法が適用されたことを受け、先日（6月5日、6日）、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

## 5. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止し、残るドル LIBOR についても、いよいよ 2023 年 6 月末に公表停止が予定されている。これまでのモニタリングを通じ、ドル LIBOR の移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、公表停止が目前に迫る中、移行対応が完了していない契約が残存する金融機関においては、遺漏なき対応をお願いしたい。
- また、ドル LIBOR については、7 月以降、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR であるシンセティックドル LIBOR の公表が予定されているが、その利用に当たっては、顧客説明も含め計画的に対応いただきたい。
- 金融庁は引き続き日本銀行と連携し、7 月以降も残存するドル LIBOR 参照契約や、シンセティックドル LIBOR を利用する契約については、移行対応のモニタリングを継続し、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

## 6. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 2023 年 4 月 5 日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2022 年 7 月から 2023 年 1 月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表した。
- 同報告書では、
  - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
  - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載している。
- 同報告書を踏まえ、各金融機関におかれては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

## 7. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議及びG7サミットについて

- 5月11日から13日に、新潟市において、G7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。終了後に発出された共同声明のうち、本日は、各金融機関に関連する金融セクターの動向、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンスについて紹介したい。
- まず、金融セクターの動向については、ポイントが3つある。
  - ① 2008年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、金融システムが強靱であることが再確認された。
  - ② その上で、引き続き警戒心を持って金融セクターの動向を注視し、金融安定及び金融システムの強靱性を維持するために適切な行動をとる用意があることが合意された。
  - ③ 今後、FSB等が、今般の一連の銀行破綻等について、教訓の棚卸しを行い、金融システムを強化するために優先的に取り組む事項を検討していくことになっている。更に、ノンバンク金融仲介（NBFI）についても、その脆弱性への対処を引き続き優先することや、NBFIの強靱性の強化に関するFSB等の作業を強く支持することに合意している。
- サステナビリティ開示については、ISSBが2023年6月に気候変動開示基準等を公表予定であるが、G7はそれらの最終化を期待するとともに、次のテーマとして生物多様性と人的資本についてISSBが作業することを期待するとしている。
- サステナブルファイナンスについては、トランジション・ファイナンスは経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有しているとの認識が共

有された。また、ファイナンス・エミッション（投融資に係る温室効果ガスの排出量）に関しては、その軌跡を説明することや、フォワード・ルッキングな移行の進捗評価を可能にすることにより、トランジション・ファイナンスの促進に資する、情報の入手可能性と信頼性を強化することが懇請された。

- 自然災害リスクファイナンスについては、気候変動により自然災害の頻度と深刻度が増していることを踏まえ、プロテクションギャップ（自然災害による経済損失と保険による補償額の差）を縮小させるためには、保険を含む災害リスクファイナンスの促進における民間・公的セクターの協調の強化が極めて重要との認識が共有された。加えて、IAISが2023年末までに策定する、自然災害リスクに対する経済的及び財務的な強靱性強化に関する報告書への期待が示された。
- また、5月19日から21日には広島でG7サミットが開催された。その声明においても、金融セクターの動向、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンスについて言及されている。
- 2023年後半にかけて、G7以外の国際会議も多数予定されている。特に11月には東京でIAISの年次総会が予定されており、先ほど紹介した自然災害リスクファイナンスも議論になる見込み。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

## 8. サイバーセキュリティの自己評価について

- サイバーセキュリティの強化に向けた新たな取組みとして、日本銀行及びFISCと共同で開発した「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価の実施を、6月下旬目途に、協会を通じて、各金融機関に依頼する予定である。
- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定で

ある。

#### 9. 本人確認のマイナンバーカードへの一本化について

- 6月9日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、「犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。」等の政府方針が示されている。
- 本人確認手法の変更については、金融業界の実務への影響も大きいことから、まずは、非対面取引における eKYC の廃止等と公的個人認証への一本化について、金融業界の意見や実務の状況を確認しつつ、デジタル庁・警察庁などの関係省庁で改正内容について検討を行ってまいりたい。
- 今後、日本損害保険協会からも、公的個人認証の活用状況や現行の本人確認手法等について、意見を聞かせていただくことがあると思うので、是非、積極的に議論に参加いただければ幸い。

#### 10. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針について

- 4月28日、経済安全保障推進法の「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」が閣議決定された。本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。
- 同日、金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置した。各金融機関におかれては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用していただきたい。

## 11. 「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」の公表について

○ 我が国における資産運用業のサービス提供の現状について、問題意識をとりまとめた、「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」を公表した。一読いただけると有難い。ここでは、特に、以下の3点の現状について述べると、

① 第一に、確定拠出企業年金の運営管理機関業務について。各金融機関の中には、企業向けに運営管理機関としてサービスを提供されているところも多いと思われるが、運営管理機関によっては、加入者が保険商品等の元本確保型商品を選択する割合が高い。

② 第二に、運営管理機関の比較可能性の向上について。加入者の年代別運用商品の構成や、加入時以降の運用商品全体の利回り平均などといったデータや、企業の継続教育を支援する取組み等について、各運営管理機関における開示がなされておらず、運営管理機関のサービスの横比較ができない。

③ 第三に、スチュワードシップ活動の実効性評価のためのデータ活用について。現状、個別の議決権行使結果は、多くの場合、機関投資家がPDFで開示しており、第三者が機関投資家や企業の対応を比較・分析することが難しい。

○ こうしたサービス提供の現状を発生させる要因や構造上の課題について、今後検討を進め、改善のための施策を考えていきたい。

## 12. サステナブルファイナンスの取組みについて

○ 2022年10月、サステナブルファイナンス有識者会議の下に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」および「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、脱炭素の実現に向けた金融機関と企業との実効的な対話の促進や、投資による社会・環境課題の解決を通じた経済の成長や持続可能性の向上を実現するための施策について議論を行ってきた。

○ 両検討会の議論を踏まえた報告書をそれぞれ6月に公表する見込みとな

っている。

- 脱炭素の検討会については、エンゲージメントの拡大に向けて、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。企業の移行計画策定はカーボンニュートラルに向けての重要なテーマであり、皆様におかれては報告書も参考にしながら、取り組んでいただければ幸い。
- インパクト投資の検討会の報告書については、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。
- 中でも、投資により実現したい「効果」と「収益性」について予め意図し、投資後も効果を測定・管理する、といった投資要件について、「基本的指針」としてとりまとめ、今後市中協議を経て最終化していく予定である。
- また、報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。
- 報告書を踏まえ、2023年中にも「コンソーシアム」を設置予定であり、設置の暁にはぜひ積極的に参画いただき、企業等との対話を通じ、課題解決と事業性が好循環するような資金の流れを後押しいただけると幸い。

### 13. マイナンバーカードの普及・利用の促進について

- 業界におかれては、マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。
- 2023年3月に実施されたデジタル庁の調査（公表済）によれば、「保険業」におけるマイナンバーカードの取得率は87.1%となっている。
- マイナンバーカードの取得率向上については、引き続き力を入れていただきたいが、それとともに、マイナンバーカードの利活用の促進についても、引き続き協力いただきたい。

- 政府としては、マイナンバーカードの更なる普及促進策として、公的個人認証サービスの活用をお願いしており、業界におかれても、積極的な活用をよろしくお願ひしたい。
- また、政府としては、民間利用シーンの拡大に向け、
  - (1) マイナンバーカードを活用したユースケースや、
  - (2) 民間事業者における電子証明書手数料が 2023 年 1 月から当面 3 年間無料化されていること、
  - (3) マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持ったスマホアプリのダウンロードサービスが 2023 年 5 月から開始されていること、等について、周知・活用促進の対応を進めているところ。業界の協力をよろしくお願ひしたい。

#### 14. 金融行政モニター制度について

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところ。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして、2016 年 1 月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 286 件（2023 年 3 月末現在）のご意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、これまで制度改正に繋がっている例もある。

- 金融行政モニター制度の意義としては、①金融機関の皆様から、金融庁から独立したモニター委員に直接に声をいただき、金融行政の改善に繋げることができる、②個別の金融機関の対応事例について、監督当局と金融機関の対話の契機になるというようなケースが想定される。そのいずれのケースにおいても、重要なことは、受け付けたご意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。
- 最近寄せられた意見では、ホームページの苦情受付窓口において必要以上に個人情報の入力が必要とされているのではないかとといったものがあり、各金融機関が顧客本位の業務運営を進められている中で、色々なサービスが顧客の目線に立っていないために顧客の誤解を招いているケースに関するものもあり、今一度顧客の側に立って、各種取組を見直していただきたい。
- また、国民や顧客の目から見て、適切かどうかを意識した運営も重要であり、今後、可能な限り公表の対応も検討していきたい。
- 3月31日に金融行政モニター委員との意見交換会を開催し、委員より、①金融行政モニターの運用のあり方、②新たなNISA制度、③顧客本位の業務運営、④若者の消費者トラブル等についてご意見があった。こうした点も踏まえつつ、金融行政の改善に努めていきたい。
- 金融行政モニターの運営も含め、金融行政について改善点等お気づきの点があれば教えていただけると幸い。金融行政モニター制度を日本損害保険協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

(以上)